

第7 介護保険制度の着実な実施と基盤整備・介護予防等関連施策の推進

- 介護保険制度を着実に実施し、より良い制度としていくため、ゴールドプラン21の推進等により各種介護サービスの基盤整備を進めるとともに、身体拘束をなくすなど介護サービスの質の確保に向けた取組等の推進を図る。
- 高齢者が生き生きとした生活を送り、できるだけ要介護状態にならないようにするため、要介護認定で自立と判定された高齢者を含む在宅高齢者に対して、要介護状態にならないようにする（介護予防）とともに、自立した生活への支援（生活支援）のための対策等を推進する。

1 介護保険制度の着実な実施

(1) ゴールドプラン21の推進による介護サービス基盤の整備

- ◇特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、痴呆性高齢者グループホーム等の整備
- ◇離島等の介護サービスの確保（事業者説明会の開催、事業者の参入に必要な情報の提供）

(2) 介護サービスの質の向上

- ◇身体拘束ゼロ作戦の推進（身体拘束相談窓口の設置、関係者による推進会議の開催）
- ◇痴呆介護技術等に関する研究と指導者の養成（全国3か所の高齢者痴呆介護研究センターで実施）（再掲）
- ◇介護支援専門員（ケアマネジャー）の活動支援モデル事業の実施（介護サービス計画の事例研究、インターネット等による必要な情報の提供）
- ◇介護分野における人材育成・雇用管理改善対策の推進

(3) より良い介護保険制度の実現に向けた取組

- ◇訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化（一本化のためのシステムの整備）
- ◇要介護認定の仕組みの検討のための事業の推進（一次判定の在り方の検討）

2 介護予防・生活支援の推進

- ◇介護予防・生活支援事業の推進
- ◇高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）の整備の推進
- ◇年金バリアフリー住宅の普及促進

3 保健事業の推進

- ◇保健事業第4次計画の着実な推進（健康教育、健康相談、健康診査等）